

○施設基準等の算定要件において掲示内容が具体的に定められているもの

【療養病棟入院基本料:注12夜間看護加算】

【障害者施設等入院基本料:注9看護補助加算注10看護補助体制加算】

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇の改善のため、以下の取り組みを行っております。

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

1. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する責任者(以下「責任者」という)は看護部長とする。
2. 責任者は看護職員の勤務実態を把握し、次の各号に定める取り組みを行う
 - (1)勤務時間は週平均35時間となるよう交代勤務職員勤務表を作成する。
 - (2)2交代の夜勤に係る配慮として「夜勤後の暦日の休日の確保」、「仮眠二時間を含む休憩時間の確保」を行う。
 - (3)多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を開催する。
旭川高砂台病院看護職員処遇改善委員会 開催頻度は年12回とし、参加人数 約13人
 - (4)看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を行う。
 - ア)計画の策定を毎年度計画書にて策定、翌年度に前年度計画の達成率を評価する。
 - イ)職員に対する経過の周知方法として院内掲示を行う。
 - (5)看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項の公開方法は院内掲示を行う。
3. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容について次の各号に定める取り組みを行う。
 - (1)業務量の調整として、時間外労働が発生しないような業務量の調整を行う。
 - (2)看護職員と多職種との業務分担を行う。
 - (3)看護補助者の配置として、看護補助者の夜間配置を行う。
 - (4)妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対する配慮として、夜勤の減免、休日勤務の制限、半日休暇制度、所定労働時間の短縮等を行う。
 - (5)夜勤負担の軽減として、夜勤従事者の増員、夜勤専従職員の配置に努める。